

報 告 第 2 1 号

平成24年度新居浜市継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、平成24年度新居浜市工業用地造成事業特別会計継続費の精算を次のとおり報告する。

平成25年9月3日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

平成24年度新居浜市工業用地造成事業特別会計継続費精算報告書

(工業用地造成事業特別会計)

(単位:円)

款	項	事業名	全体計画							実績					比較						
			年度	年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳				一般財源		
					特定財源					特定財源					特定財源						
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他		一般財源	国庫支出金	県支出金	地方債		その他	一般財源	国庫支出金	県支出金		地方債	その他
1	工業用地造成事業費	工業用地造成事業(東予港地区)	22	140,000,000	-	-	140,000,000	-	-	20,700,000	-	-	20,700,000	-	-	119,300,000	-	-	119,300,000	-	-
			23	560,000,000	-	-	560,000,000	-	-	265,000,000	-	-	265,000,000	-	-	295,000,000	-	-	295,000,000	-	-
			24	56,700,000	-	-	56,700,000	-	-	470,975,000	-	-	470,900,000	75,000	-	△ 414,275,000	-	-	△ 414,200,000	△ 75,000	-
			計	756,700,000	-	-	756,700,000	-	-	756,675,000	-	-	756,600,000	75,000	-	25,000	-	-	100,000	△ 75,000	-

参照条文

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（継続費）

第145条（省略）

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3（省略）

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（決算）

第233条（省略）

2～4（省略）

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するにあつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6（省略）